

令和5年度

我孫子市健全化判断比率審査意見書
資金不足比率審査意見書

我孫子市監査委員

我 監 第 6 0 号
令和 6 年 8 月 2 2 日

我孫子市長 星野 順一郎 様

我孫子市監査委員 山口 幹夫

我孫子市監査委員 茅野 理

令和5年度我孫子市健全化判断比率等の審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、審査に付された「令和5年度我孫子市健全化判断比率及び資金不足比率」について審査したので、次のとおり意見書を提出します。

令和5年度 我孫子市健全化判断比率審査意見書

1 審査の対象

実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類

2 審査の期間

令和6年7月30日から令和6年8月6日まで

3 審査の概要

この審査は、市長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

4 審査の結果

審査に付された次の健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。また、いずれの健全化判断比率も、早期健全化基準を下回っていた。

(単位:%)

健全化判断比率	令和5年度	令和4年度	早期健全化基準
実質赤字比率	—	—	12.02
連結実質赤字比率	—	—	17.02
実質公債費比率	2.0	2.0	25.0
将来負担比率	—	—	350.0

(注)実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、実質赤字額及び連結実質赤字額がないため、「—」で記載している。将来負担比率については、算定の結果マイナスとなったため、「—」で記載している。

令和5年度 資金不足比率審査意見書

1 審査の対象

資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

2 審査の期間

令和6年7月30日から令和6年8月6日まで

3 審査の概要

この審査は、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

4 審査の結果

審査に付された次の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類はいずれも適正に作成されているものと認められる。また、いずれの会計も経営健全化基準を下回っていた。

公営企業名称	資金不足比率(%)		経営健全化 基準(%)	備考 事業規模(千円)
	令和5年度	令和4年度		
我孫子市 下水道事業会計	—	—	20.0	1,591,378
我孫子市 水道事業会計	—	—	20.0	1,986,621

(注)資金不足比率については、資金不足がないため、「—」で記載している。